平成２３年（フ）第１０２０号
北九州市八幡西区東鳴水５丁目２番35号
債務者　又吉　梨沙（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８３号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1976番地　セゾン・シティＣ203号、前住所宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池3609番地11　南畑貸家５号
債務者　髙丸　正義
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第５３０号
沖縄県中頭郡西原町字森川221番地の１　ペットマンションＲａｎ103号
債務者　上里　敦子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５４０号
沖縄県那覇市字与儀378番地３當間アパート２－Ａ
債務者　玉城　善明
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７０号
沖縄県名護市東江５丁目８番１―306号　西森マンション
債務者　東野　雅輝
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第１号
沖縄県国頭郡恩納村字恩納2509番地１　新里アパート303号
債務者　伊波　　早（旧姓小元）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第５０７号
岩手県北上市鳩岡崎３地割44番地３　市営鳩岡崎住宅２―302号、旧住所岩手県北上市飯豊24地割75番地３
債務者　釼吉　成美
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２４１号
福島県郡山市鳴神２丁目108番地　パークハイツ大成204号
債務者　清水　久恵
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
長野県東御市和1584番地２　東信ハイツＤ―105、前住所長野県小諸市大字加増637番地10
債務者　楚山　　登
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３２３号
神戸市西区富士見が丘５丁目２番地の15
債務者　吉川　　茂
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
神戸市西区北別府３丁目11番地の10　ファニータウン北別府Ａ－３号、旧住所神戸市西区白水１丁目43番11号
債務者　岡崎　史郎（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
神戸市西区北別府３丁目11番地の10　ファニータウン北別府Ａ－３号、旧住所神戸市西区白水１丁目43番11号
債務者　岡崎　由美
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
兵庫県明石市藤江1028番地の２　コーポ西明石５―401号
債務者　女寺　　豊
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３５６号
兵庫県明石市藤江1028番地の２　コーポ西明石５―401号
債務者　女寺　香里（旧姓進）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
兵庫県明石市西明石南町２丁目３番３号　サンハイツエース201号
債務者　茅原　　守
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
神戸市西区水谷３丁目８番17号　611号
債務者　橋本　博彦
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３６９号
兵庫県明石市田町２丁目７番16―612号、旧住所兵庫県加古郡稲美町六分一1221番地の12
債務者　三城　早苗
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係